

新（令和4年4月1日改定版）	現 行
<p style="text-align: center;">建築関係工事における週休2日促進工事試行要領の運用（抜粋）</p> <p>1 工事費の積算方法 （省略）</p> <p>2 用語の定義等 （省略）</p> <p><u>3 対象工事</u> <u>災害復旧工事等を除く、福島県土木部が執行及び受託する全ての建築・設備工事を試行の対象とする。</u></p> <p><u>4 補正対象</u> （省略）</p> <p><u>5 単価の補正方法等</u> （省略）</p> <p><u>6 対象工事である旨等の明示</u> （省略）</p> <p><u>7 現場閉所（現場休息）の確認方法等</u> （省略）</p> <p><u>8 適正な工期の確保</u> （省略）</p> <p><u>9 元請下請の取引の適正化</u> （省略）</p> <p><u>10 工事成績評定表</u> （省略）</p> <p><u>11 実施証明書</u> <u>(1) 実施証明書の発行は、4週8休以上を達成した工事が対象であり、それ以外は対象とならない。</u> <u>(2) 受託工事における実施証明書の発行は、発注者が行うものとする。</u></p> <p>表1～表6（省略）</p> <p>附 則 この運用は、平成30年5月1日から適用する。 この運用は、平成31年4月1日から適用する。 この運用は、令和2年10月15日から適用する。 この運用は、令和3年4月1日から適用する。 <u>この運用は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">建築関係工事における週休2日促進工事試行要領の運用（抜粋）</p> <p>1 工事費の積算方法 （省略）</p> <p>2 用語の定義等 （省略）</p> <hr/> <p>3 補正対象 （省略）</p> <p>4 単価の補正方法等 （省略）</p> <p>5 対象工事である旨等の明示 （省略）</p> <p>6 現場閉所（現場休息）の確認方法等 （省略）</p> <p>7 適正な工期の確保 （省略）</p> <p>8 元請下請の取引の適正化 （省略）</p> <p>9 工事成績評定表 （省略）</p> <hr/> <p>表1～表6（省略）</p> <p>附 則 この運用は、平成30年5月1日から適用する。 この運用は、平成31年4月1日から適用する。 この運用は、令和2年10月15日から適用する。 この運用は、令和3年4月1日から適用する。</p> <hr/>